



COVID-19 と人権フォーラム

不可視の人権侵害を可視化する Collaboration for Visualising the Invisible Decay of Human Rights (COVID-HR Project)

フォーラム開催特別号 No. 1

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 1. フォーラム開始にあたって
江島晶子 理事長 | (2) 運営委員会委員からの問題提起 |
| 2. 第1回フォーラム実施報告
……事務局 土屋仁美 | (3) ディスカッション |
| (1) 当日テーマとプログラム | 3. 次回フォーラムの企画について
……コーディネーター 根岸陽太 |
| | 4. 事務局からのお知らせ |

1. フォーラム開始にあたって

国際人権法学会理事長 江島晶子

本 学会では、このたび、COVID-19のパンデミック下において出現している人権問題に取り組むために、理事会に諮り、COVID-19と人権フォーラム（以下、フォーラム）運営委員会を設立しました。定期的にフォーラムを開催し、会員の皆様と議論しながら諸問題に取り組んでいくことを企図しています。

運営委員会のメンバーは、秋山肇、伊藤和子、江島晶子、北村聡子、斎藤民徒（HP主任）、坂元茂樹、杉木明子、建石真公子、谷口洋幸、中西優美子、根岸陽太、棟居徳子、山元一（50音順、敬称略）です。また、企画主任、編集主任、国際交流主任と連携しながら、研究大会、学会誌「国際人権」、国際交流へ還元させ、学会活動のより一層の活性化をはかります。

今回、国際機関やNGOがいちはやく、人権侵害

の懸念とガイドラインを提示したのには、国際人権法の存在意義が感じられました。しかし、これまで見えなくさせられてきた問題がいかにあるか（COVID-19ゆえに問題が生じたというよりは、すでに問題は存在していて、感染拡大の中で露呈・拡大）、他方、このCOVID-19への対処の中で見えなくさせられる危険がいかにあるかを痛感させられる状況です（「不可視の人権侵害を可視化する」には二重の意味があります）。よって、現下の問題を複眼的に捕捉して、様々な対応を多角的に、持続的に検討することが不可欠です。会員の皆様の積極的なコミットメントを頂戴できれば幸いです。なかでも、研究や活動のキャリアを築こうとされている若手の方々に、フォーラムを活用していただけるとありがたいです。

最後に、皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

2. 第1回フォーラム実施報告

事務局 土屋仁美

(1) 当日テーマとプログラム

2021年2月6日(土)に、「COVID-19と人権」フォーラム運営委員会による第1回「COVID-19と人権」フォーラム(通算第6回)がZoom会議形式で開催されました。

江島晶子理事長による開会の挨拶「不可視の人権侵害を可視化するには」として、フォーラムの設立の経緯と目的・概要が説明されました。その後、運営委員会委員から「COVID-19と人権：何が問題かー可視化されていない人権侵害の可視化に向けて」として、問題提起が報告されました。

フォーラムの後半は、運営委員会委員とフォーラム参加者によるZoomのブレイクアウトルーム機能を用いたグループによるディスカッションが行われました。

日時：2021年2月6日(土) 18:00-20:00

対象：国際人権法学会会員

形式：Zoom 会議

プログラム：

- 1 開会の挨拶：江島晶子 理事長
「不可視の人権侵害を可視化するには」
- 2 運営委員会委員からの問題提起：
「COVID-19と人権：何が問題かー可視化されていない人権侵害の可視化に向けて」
- 3 ディスカッション

(2) 運営委員会委員からの問題提起

① 根岸陽太「可視化された共同体ー共にある生(ライフ・イン・コモン)に向けて」

人権を構造的に蝕んできた「(新)常態」への回帰ではなく、個人の生命権や生存権を確保できる共同体のあり方(共にある生)が人権論として構想されなければならない。友愛の価値を示す世界人権宣言28条「社会的及び国際的秩序に対する権利」

が、その鍵を握る。

② 坂元茂樹「COVID-19が映す日本の人権状況」

新型コロナのパンデミックは公衆衛生上の危機であり、同時に人権の危機である。コロナ差別はそうした人権の危機を表象している。コロナ対応にあたって、同調圧力の高い日本では、同調圧力の両義性がみられる。報告では、コロナ差別の克服にあたってハンセン病の歴史から学ぶ重要性を指摘した。

③ 谷口洋幸「LGBTIQの人々/コミュニティへの影響」

パンデミックの初期から国連事務総長や複数の特別報告者らによってLGBTIQに意識的な対策の必要性が各国に要望されてきた。NGOによる影響調査からは既存の脆弱性が増幅し、Covid-19の不均衡な影響が生じている事実も明らかとなった。脆弱性という概念の問い直しや交差性への制度的取り組みがいま求められている。

④ 斎藤民徒「インフォデミック」

情報化の進展とともに、世界各地で様々な問題として噴出し続けるインフォデミック、昨今の日本社会には、健康で文化的な生活(ときに生存自体)を支える情報が、公的に信頼可能なたちで政府や自治体から提供されず、果ては隠蔽や改竄が加わるという問題が目立っている。現代的統治の放棄とさえ言える事態に、表現の自由をはじめ人権はどう関わるのか。

⑤ 棟居徳子「健康権の再検討・人権影響評価・国際保健法の可能性」

本報告では、コロナ禍を契機に、日本における健康権(健康に対する権利)の意義の再検討と、日本における健康権の遵守状況のモニタリングの一環として、COVID-19対策を含む、関連政策の人権影響評価の必要性、さらに国際保健に関する法的枠組みの検討(国際人権法との関係も含む)の必要性について述べた。

⑥ 杉木明子「感染症をめぐるグローバル・ヘルス・ガバナンス—国際政治の力学とグローバル・サウス」

新型コロナウイルス感染症対策のための国際協力は自国優先主義の問題等に直面し、停滞し、グローバル・サウスの途上国はその影響を最も受けている。例えば、多くのアフリカ諸国は初期段階でロックダウンを行い、感染症の抑え込みでは一定の成果を収めてきたが、そのひずみが様々な分野へ波及して、深刻化しつつある。保健・医療分野とともに、経済、教育、社会問題に対するグローバルな連帯を強化し、支援を推進する必要がある。

⑦ 秋山肇「生命権と『ポスト・アントロポセン』時代の人権」

今後の人権を検討する際に重要な概念として、生命権と「ポスト・アントロポセン」時代の人権を挙げた。第一に、従来強調されてきた自由権的な側面に加えて、社会権的な側面を含めて生命権を捉える必要がある。第二に、人間社会を基盤とする社会科学だけでなく、自然科学や環境を考慮しつつ、「人」権のあり方を検討することが求められる。

⑧ 山元一「国家主権の再構築と人権論の課題」

感染症拡大防止目的のために国境封鎖措置の一般化が生じている。このような状況の下で国境管理・外国人管理は主権的権能の顕現化と把握され、法的規律のさらなる弛緩を招いてしまう危険が大きい。「国民主権」論を基礎とする日本憲法学はこの問題について十分な対応し得ていない。そこで、憲法と国際法を統合するグローバル公法理論の構築が求められている。

⑨ 中西優美子「EUにおける次世代のためのコロナ措置」

EUでは、コロナによる経済打撃に対し復興基金を創設して乗り切ろうとしている。この復興基金は、750億ユーロにのぼり、EUの予算としてだされる。コロナ危機に対するEUの連帯の精神を示すものである。この基金は次世代(Next Generation EU)基金とされ、環境保護及びデジタル化を同時に進めるものことを主眼においている。危機を次世代のチャ

ンスに変えるという考え方がその背景にある。

⑩ 伊藤和子「なぜ人権が、コロナからの社会回復の基底にあるべきなのか？」

貧しい人々を生産ラインにおいて搾取して成り立つグローバル経済はコロナ危機で打撃を受けた。手を洗える水、他人と距離をとる生活がかなわない人ほど感染しやすく、弱者ほど深刻な影響を受ける。貧富の格差と差別をなくし人権を尊重しない限り、危機は終わらない。生物多様性・気候変動等にも対応する公正で持続可能な Build Back better が求められている。

⑪ 建石真公子「『不可視の人権問題』の意味するもの—重症者トリアージと人権—」

COVID-19では高齢者の死亡率が突出しており、終末期医療とリンクする重症者トリアージとしての消極的安楽死や欧米での安楽死合法化の動きが懸念される。感染症対策と「個人の生命の保護」の問題を、生命権や健康権を通じて「人の生」の法的な保護について考えていく。

⑫ 江島晶子「誰一人として取り残さないことは可能か—人権指向的統治機構の構築に向けて」

コロナ禍で「誰一人として取り残さない」を実現できるかは、人権に対する挑戦である。日本国憲法下において数々の人権侵害が「不可視化」され重大化した経験からすると、具体的人権侵害が起きてから対応(裁判)では遅い。統治機構が、国際機関の助言・勧告を活用し、政策・立法において常に人権を考慮する仕組み(多面的・非階層的・循環的人権システム)が必要である。

⑬ 北村聡子「COVID-19が司法に及ぼした影響」

昨年春の緊急事態宣言発出の際、全国のほとんどの裁判所で期日が一斉に取り消され、裁判を受ける権利が制約された。裁判は不要不急なのか。裁判官はエッセンシャルワーカーではないのか。日本における司法制度の位置づけと共に改めて問い直す必要がある。

* 都合により紙面のみ参加

(3) ディスカッション

第1回フォーラムの後半では、運営委員会委員と参加者による Zoom のブレイクアウトルーム機能を用いたグループによるディスカッションが行われました。新たな視点・運営委員会への要望として、下記の点が示されました。

- ・ クライシスの連続性
- ・ 地域間、世代間
- ・ 国内の議論と国際的な議論の連携
- ・ 外国人に対する医療
- ・ 社会全体の変化との関係：
 - AI、データサイエンス、ビジネス
- ・ COVID-19 で可視化された問題の存在
- ・ 労働者の権利保護
- ・ 治療拒否と医療体制の充実
- ・ 社会権的な権利の充実と自己決定権
- ・ 自殺者（とりわけ女性）の急増
- ・ 難民と国境管理
- ・ ジェンダーの視点 など

3. 次回フォーラムの企画について

コーディネーター 根岸陽太

われわれが目の中の事象を人権侵害であると認識するとき、それは特定の人権に関わる概念（レンズ）を通して可視化される。たとえば、差別禁止という概念では捉えきれない事象を拾い上げるために、脆弱性（vulnerability）といった広い射程を持つ概念が次第に受け入れられてきた。しかし、どれだけ精緻な概念を生み出そうとも、それらは世界の一断面をわれわれに映し出すにすぎず、そこからこぼれ落ちる不可視の事象も存在することを忘れてはならない。

COVID-19 が明るみに出したのは、まさにこれまで通用してきた概念では十分に可視化されてこなかった諸問題である。たしかに従来から指摘されてきた事象も少なくないが、パンデミックにおける人権問題が以前とは異なる側面を露呈させているこ

とも疑いようがない。実際に、LGBTIQ の人々の権利について、既存の脆弱性概念では十分に表しきれない事象に目を向けるために、脆弱性が「増幅されている（amplified）」ことを直視する必要性が提唱されている。

この動向が示すように、われわれは自身が装着してきたレンズがパンデミックの世界を可視化しうるものであるか、視界から取り残されている事象はないかを反省的に問い直す段階にきたといえよう。そのような問い直しに着手するには、これまで通用してきた概念を可能なかぎりカッコに入れ、目の前に広がる事象それ自体を受け止めねばなるまい。

そこで本ユニットでは、パンデミックのなかで犠牲となっている人々に寄り添う専門家からの報告をもとに、いまだ可視化されていないありのままの人権問題に立ち返ることを目的とする。人々の主観的な生活を経由する道筋は、客観性を目指す社会科学にとって敬遠すべき方途にも思われるかもしれない。しかし、時代の要請に応じて社会科学的な感性を備えた人権概念へと鍛え直すことは、真の意味で実証的な人権研究へとつながるはずである。

4. 事務局からのお知らせ

フォーラム運営委員会としては、今後、当学会ならではのテーマやアプローチを模索しながら、フォーラムを継続的に開催していきます。とりあげるべきトピック等についてもご意見がございましたら、ぜひ事務局までお寄せください。

また、学会活動の活性化を支えるために、事務局体制の強化として、土屋仁美会員（金沢星稜大学）に事務局に加わっていただきました。これによって事務局員は、土屋、橋爪（常磐大学）、吉田（早稲田大学・院）の3名体制となりました。

編集・発行 国際人権法学会事務局

〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45

慶應義塾大学法学部 杉木明子研究室

電子メール info@ihrla.org

Tel: 03-5427-1517 (代)

Fax: 03-5427-1552 (共用)